

第2章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

1 基本計画策定の根拠

遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により策定するものです。

【参考】

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

②廃棄物の定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項～第5項まで

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とはごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

2 社会情勢と本市のこれまでの取り組み

(1) 社会情勢と国の取り組み

科学技術や経済社会の著しい発展は、私たちに豊かな暮らしをもたらしましたが、一方でダイオキシン類などの化学物質による環境汚染や地球温暖化など、身近なものから地球規模のものまでさまざまな環境問題が生じています。こうした環境問題を解消していくために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直し、持続可能な資源循環型の地域社会を構築していく必要性が叫ばれてきました。加えて、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験から災害時の廃棄物処理の体制強化の必要性も求められています。

国では、平成 5 年 11 月に環境基本法を、さらに、平成 12 年 6 月には循環型社会の形成に関する基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」を策定しました。さらに、容器包装や家電、建設、食品、自動車、小型家電など各種リサイクル関連法を整備するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を適宜見直し、時代の要請に応え、資源の循環利用の推進、廃棄物の減量やその適正な処理についての基本方針の見直し、都道府県の廃棄物処理計画の見直しを行い、排出者責任の強化等、新たな規定を盛り込んだ改正もなされてきました。

(2) 遠野市の取り組み

このような状況の中、市では平成 19 年 3 月に「ごみ処理基本計画」を見直し、基本目標を「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を見直し、一人ひとりの実践で、廃棄物の減少を目指し、環境にやさしい清潔なまちをつくろう」として取り組みを進めてきました。

平成 23 年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始、平成 26 年度から衣類回収、平成 27 年度からは小型家電の回収にも取り組んでいます。

また、岩手県のごみ処理広域化計画に準拠し、本市は花巻市、北上市、西和賀町とともに、平成 14 年 11 月に岩手中部広域行政組合を設立し、平成 27 年度からもえるごみの広域処理を始めております。

3 基本計画策定の目的

本市では、「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を新市に引き継ぎ、遠野市環境基本計画を策定し、「自然環境と人間生活の調和」を目指すべき環境像として掲げ、遠野型環境調和社会をめざして、循環型社会の構築の取り組みを進めています。

このことから、ごみの排出抑制や再利用、収集の効率化など一般廃棄物処理の課題に対する施策について、長期的・総合的視点に立って、計画的な処理の推進を図るために、本計画を定めることにしました。

4 基本計画策定の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物処理についての指針として策定するものです。

この計画は、「遠野市総合計画」と「遠野市環境基本計画」との整合性を図りながら、岩手県環境基本計画、岩手県廃棄物処理計画などを踏まえ、循環型社会の構築を推進するための計画です。

廃棄物に係る法令と上位計画の状況については下記のとおりです。

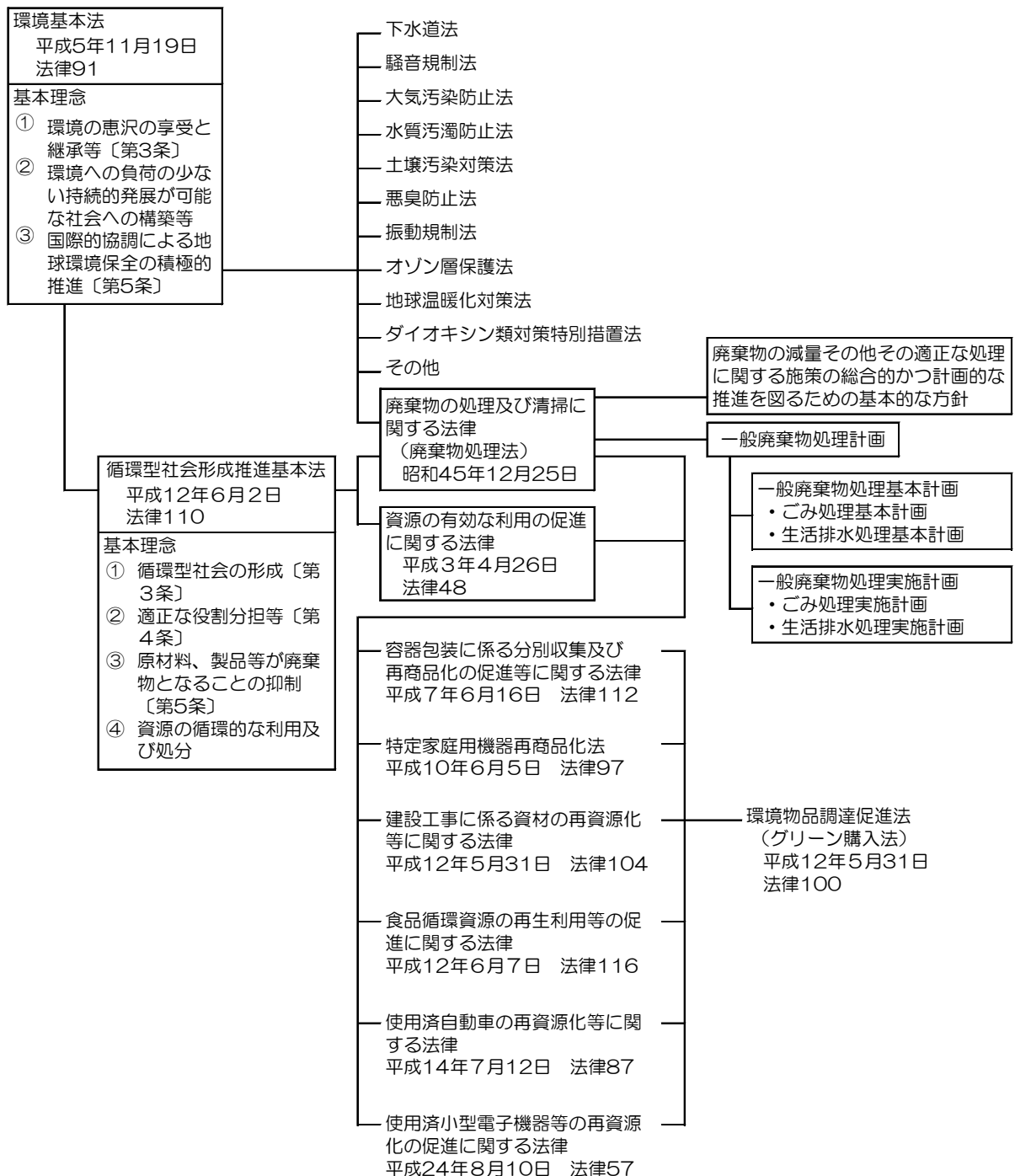


図 2-1 一般廃棄物に関わる法律

表 2-1 上位計画の状況

国・県	上位計画	策定年
国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	平成22年
岩手県	岩手県環境基本計画	平成23年
	岩手県ごみ処理広域化計画	平成11年
	岩手県循環型社会形成推進計画	平成23年
遠野市	第2次遠野市総合計画	平成28年
	第3次遠野市環境基本計画	平成28年

※「循環型社会形成を推進するための法体系」「廃棄物処理法の改定の概要」は資料編に掲載しています。

5 計画の期間

この計画は平成 28 年を初年度とし、平成 37 年度までの 10 年間の計画とします。
市総合計画や市環境基本計画との整合性を図るために、中間的な目標として平成 32 年度における一般廃棄物の排出量や減量化の目標を示します。
また、社会情勢の変化等により必要が生じた場合には随時見直すものとします。

